平成27年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成27年3月20日 (金曜日)

議 事 日 程 (3)

平成27年3月20日 午前10時00分開会

日程第二	1 議案第10号	町立芦屋中央病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整 備に関する条例の制定について
第2	2 議案第11号	芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について
第:	3 議案第12号	芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
第一	4 議案第13号	芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
第	5 議案第14号	公益的法人等への芦屋町職員の派遣等に関する条例の制定について
第(6 議案第15号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
第 ′	7 議案第16号	芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
第8	8 議案第17号	教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条 例の制定について
第:	9 議案第18号	芦屋町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
第1	0 議案第19号	芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
第1	1 議案第20号	芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
第1	2 議案第21号	芦屋町の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
第1	3 議案第22号	芦屋町空家等対策協議会設置条例の制定について
第1	4 議案第23号	芦屋町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
第1	5 議案第24号	芦屋町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
第1	6 議案第25号	芦屋町障害福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制 定について
第1	7 議案第26号	平成26年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)
第1	8 議案第27号	平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
第1	9 議案第28号	平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
第2	0 議案第29号	平成26年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

第21 議案第30号 平成26年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)

- 第22 議案第31号 平成26年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第32号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第3号)
- 第24 議案第33号 平成26年度芦屋町病院事業会計補正予算(第3号)
- 第25 議案第34号 平成26年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第26 議案第35号 平成27年度芦屋町一般会計予算
- 第27 議案第36号 平成27年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計 予算
- 第28 議案第37号 平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第29 議案第38号 平成27年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第39号 平成27年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第31 議案第40号 平成27年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第32 議案第41号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第33 議案第42号 平成27年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第34 議案第43号 町道の路線廃止について
- 第35 議案第44号 町道の路線認定について
- 第36 請願第1号 芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)設置を求める請願書について
- 第38 発委第1号 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

【 出 席 議 員 】 (12名)

- 1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
- 5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
- 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美 13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 1名

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	管理課長	藤崎隆好	事業課長	濵村昭敏

【 傍 聴 者 数 】 5名

午前 10 時 00 分開議

〇議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま、出席議員は12名で、会議は成立いたします。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

〇議長 横尾 武志君

お諮りします。

日程第1、議案第10号から、日程第36、請願第1号までの各議案については、それぞれの 委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告 を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

〇総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。報告第3号、平成27年3月20日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財 政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり 決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第10号、賛成多数により原案可決。

議案第11号、賛成多数により原案可決。

議案第12号、満場一致により原案可決。

議案第13号、賛成多数により原案可決。

議案第14号、賛成多数により原案可決。

議案第15号、満場一致により原案可決。

議案第16号、賛成多数により原案可決。

議案第17号、満場一致により原案可決。

議案第18号、満場一致により原案可決。

議案第26号、賛成多数により原案可決。

議案第32号、賛成多数により原案可決。

議案第34号、満場一致により原案可決。

議案第35号、賛成多数により原案可決。

議案第36号、賛成多数により原案可決。

議案第41号、賛成多数により原案可決。

議案第42号、満場一致により原案可決。

議案第43号、満場一致により原案可決。

議案第44号、満場一致により原案可決。

以上、報告を終わります。

〇議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

〇民生文教常任委員長 小田 武人君

報告いたします。報告第4号、平成27年3月20日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文 教常任委員会委員長、小田武人。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり 決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第19号、満場一致により原案可決。

議案第20号、満場一致により原案可決。

議案第21号、満場一致により原案可決。

議案第22号、満場一致により原案可決。

議案第23号、満場一致により原案可決。

議案第24号、満場一致により原案可決。

議案第25号、満場一致により原案可決。

議案第26号、満場一致により原案可決。

議案第27号、満場一致により原案可決。

議案第28号、満場一致により原案可決。

議案第29号、満場一致により原案可決。

議案第30号、満場一致により原案可決。

議案第31号、満場一致により原案可決。

議案第33号、満場一致により原案可決。

議案第35号、賛成多数により原案可決。

議案第37号、満場一致により原案可決。

議案第38号、賛成多数により原案可決。

議案第39号、賛成多数により原案可決。

議案第40号、賛成多数により原案可決。

請願第1号、賛成なし。不採択。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

以上で、報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....

平成27年3月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、 会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「声屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「声屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成27年3月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、

会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育で支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成27年3月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、 会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成27年3月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、 会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の 諮問に関する件」

理由

調査不十分のため。

.....

〇議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。

請願第1号の芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)設置を求める請願について質問いたします。

私、先日、民生文教委員会でこの請願書に対する紹介議員として参加いたしまして、何点か質問を受けました。それで43ページにある設置を求める請願書の中のですね、主に設置主体の法人名、法人所在地、施設名は事実と異なっているというところのですね、法人名、それとか特養50床の建設できないのではないかというような形での質問がありましたが、それに対して私は答えたつもりですけれど、十分にその辺について質問がなされないところも何点かありました。

例えば主にですね、この②の留意事項には住民説明会の議事録が必要とある。田屋地区では住 民説明会は開催されていないにも関わらず、町は最上から住民説明会の議事録は提出されている と議会で答弁し、また裁判所に準備書面として提出されています。請願者はその議事録は偽造の 文書であるにも関わらずとこう書かれているわけですけれど、この問題について委員会として、 この裁判所に出されたものないしは町に出されたこの議事録、これを議長に対して資料請求をし て、その内容を御覧になったかどうか、それをまず1点挙げたいと思います。

それから(ロ)のところですね、24年度、25年度についても田屋地区の同意がないにも関わらず、町は一時預かりから受理、そして不受理とするなど不可解な取り扱いを行っているということに対するこれはどういうことかという質問に対して、小倉タイムスの文書を読んでいただいて、そして、一時預かりして受理という小倉タイムスによればそういう文面があります。この

際には小野課長がですね、小倉タイムスに対して、「一時預かりではありません。受理です。」というような形で、小倉タイムスに連絡されたようで、小倉タイムスはそれに対して、「訂正をいたします。」ということでした。このことについて、川上議員はこれについては、よく調べてみようということをおっしゃいましたが、その点はどのようになったのか。

それから2番の(ロ)ですね。(ロ)は孝徳会がパソコンで入力した地主の土地の地番が違っていることを、発見したということで、地主がそう言うわけですけれど、そのことについて、町は答弁は「単なるミスであった。事業者に指摘した。書きかえの指導はしていない。」と回答するのみでありましたけれど、この点についてはどのようにその福祉課長にですね、話をなされたのか。そういうところについて、委員会ではどのような審議をなされたのかお聞きしたいと思います。

〇議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

〇民生文教常任委員長 小田 武人君

お答えいたします。まず、請願の1項目目、かがみ文に記載された問題点。これについて設置主体の法人名、法人所在地、施設名は事実と異なっておるということについて、先般委員会のほうで妹川議員にこの内容の説明を求めるために出席をしていただきました。そして、この事実と異なっておるということですが、事実とは何ですかというような質問に対してでも、明確な答弁がなかったというふうに理解しております。したがってこの内容につきましては、その後、所管課長に意見を聞くためにお呼びいたしまして、内容についてお尋ねしましたけれども、これは架空の法人名でよいと、いわゆる予定する法人名、所在地、施設名でよろしいというような回答をいただきました。そういうことの中で委員会としても話をしました。したわけでございますが、これは異なっていないということでございます。

それから予定地の地番について、敷地では特養50床は建設できないという指摘でございます。 この点についてもですね、資料が、添付資料があるわけですね。3筆の添付資料があるわけです が、これを見ればもう一目瞭然で面積もきちんと載っているし、地番も載っている、所有者も載 っておるということでございますので、この資料を見れば50床は建設できないという根拠は何 ですかという話をしましたけれども、これについても、妹川議員のほうからは明確な答弁はなか ったと私は理解しております。

それから、議事録の件でございますが、これにつきましては、資料請求はいたしておりません。 以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

よろしいですか。(発言する者あり)民生文教常任委員長。

〇民生文教常任委員長 小田 武人君

議事録の虚偽文書、これの議事録のコピー、これは取っておりません。 それから、公文書の虚偽記載、これについても資料は取り寄せておりません。 以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

1の②の田屋地区では住民説明会は開催されていないにもという議事録ですね。これは本来ならば、平成22年の6月の二十何日に締め切りですから、本来ならばその時点で会議録が出されるべきなんでしょうけども、この議事録というのは平成26年、裁判の途中にこれ出されているわけですね。だからこれは議事録をぜひですね、議長から資料請求なさってですね、その住民説明会がどのような形で、誰が進行してどういう形で行われたのかということは、やっぱり調べる必要があったのではないか。それを、資料請求をしていなくて、その議事録そのものを見ておられないということになるんでしょうか。

それから、今2番の孝徳会の件ですけども、孝徳会がパソコンで入力した地主の土地の地番が 間違っていることを発見されたその資料、その同意書ですね。地主さんが孝徳会に提出したその 同意書が間違っているわけです。それは、資料請求すればすぐに出るものと思いますが、その点 についても資料請求をせず、ただ、ここに書いてある「町は単なるミスであった。業者に指摘し た。書きかえの指導はしていない。」という、その疑問は起こらなかったんでしょうか。

それとか、(イ)ですね。反対地主の3人に対して、同意書の必要性から建設敷地内の3カ所を分筆し、孝徳会はその3カ所の土地を隣接地権者として成り済まし、作成し、町に提出。では、その隣接地権者の同意書がどういうものであるのか。そして3カ所の地主さんの同意書ではなくて、分筆した人の同意書であるかどうか確認をされましたか。

〇議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

〇民生文教常任委員長 小田 武人君

住民説明会の議事録についても、これは見てはおりません。それから、隣接地権者の同意書、 これにつきましても、今回の委員会の中ではこれは見ておりません。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

では、請願第1号はこの百条委員会設置を求める請願書については賛成者なしで、不採択と。

民生文教委員会の皆さんは何を根拠で、これを反対されたのか非常に疑問に思います。やはり非常にこの請願書というのは地主さんの、ここにも書かれていますけれども、これ、孝徳会のことですが、孝徳会に便宜を図らんとあらゆる方法で肩入れしている一方、隣接地権者の人権と尊厳を踏みにじった行為を問わなければなりませんということを、ここに書かれてあるわけですけれども、この請願書は地主さんたちもこれ、見られているんですよ。当然請願者の方は3人、もう1人おられるんですけども、4人の方々は自分たちが人権、農業者としてのですね、尊厳を傷つけられたということについては、今回は請願人の中には入っておられないようですけれど、昨年の9月でしたっけ。昨年の3月でしたかね。そのときにはぜひ、そういう疑惑追及のための請願を出されましたね。そういうことの継承が続いているわけですから、非常に関心を持っておられます。それで、皆さん方になぜ賛成されなかったのかということについて非常に疑問に思うわけです。

最後ですから、小倉タイムスに聞いてですね、一時預かり受理、そして不受理とするような不可解な取り扱いについては、ちょっと回答がなかったようですけど、これに関わったのは、総務課長の小野課長ですね。小野課長は小倉タイムスに電話か書類かなんか分かりませんが、出されて、一時預かりではないと、受理だと。わざわざ小倉タイムスがお詫びの文書を書いて、預かりではなくて、受理だということを訂正しますと書かれているわけですから、これについては、調べてみようということになったんですが、その点はお聞きしたいと思います。

それからですね、先ほど委員長のほうから資料添付されたと、資料添付されたものを私、見せていただきました。私が思うには、このような委員会で資料を皆さま方は資料を持っておられるわけですね。私は持たないわけですよ。「妹川議員、こういうような形で質問するから。」ということで、資料を提出されてから私に説明を求められるならいいですけど、私何も持たないわけですね。そして質問されるものですから、何を質問されているのか分からないんですよ。そういうシステムはやっぱりよくないと思いますね。皆さん方は・・・・・・

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。そういう質疑はありませんよ。委員長に質疑をしてください。

〇議員 4番 妹川 征男君

それで、そういう形で、ちゃんとした形で民主的な運営でもって紹介議員を呼んでいただきた いということを要望していますが、いかがでしょう。

〇議長 横尾 武志君

要望はいらない。2回目やから、発言をとめるよ。今度言ったら・・・・・・

〇議員 4番 妹川 征男君

小倉タイムスの状況において、そこについては再度、小倉タイムスのほうに聞くなり、それか

ら課長なり、聞くなりなさったのでしょうか。 以上です。

〇議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

〇民生文教常任委員長 小田 武人君

小倉タイムスの件については、総務課長に確認したところ小倉タイムスのほうが間違いであったということでございます。

それから、採択の件でちょっと出ておりましたけど、いずれにいたしましても、特別委員会、いわゆる百条委員会の設置にですね、合理的なものがないという討論の話もあっております。いずれにいたしましてもそういうことで、質疑、討論、採決の結果、賛成なしで不採択になったということでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかに。民生文教常任委員長にありますか。刀根議員。

〇議員 3番 刀根 正幸君

議案第39号、平成27年度芦屋町国民宿舎特別会計予算。この件に関しまして、前回質疑の 折、発言禁止ということでとめられたんですけども、その辺の今回この予算という格好の中では ですね、賛成多数という格好できておりますので、その審議の経緯について御報告いただきたい と思います。

〇議長 横尾 武志君

審議の何を。経緯というのは何。

〇議長 横尾 武志君

刀根議員。

〇議員 3番 刀根 正幸君

金額がですね、6,000万から3,607万のあのところで、下げて予算化されている。その辺の内容が私自身、その委員会におりませんのでわかりませんので、その点について御報告い

ただきたいということでございます。

〇議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

〇民生文教常任委員長 小田 武人君

6,000万プラスの消費税ということでですね、協定を結んできとったわけでございますけれども、経済情勢等々のですね理由によってですね、非常に売り上げが落ち込んできていると利益率もないということの中でですね、今の業者のほうからですね、減額の協議の申し入れがなされたと。この協議についてはですね、基本協定書の25条に基づいてですね、減額をすることができるというような形になっておるので、今回弁護士等々の意見を聞いた中でもですね、減額についてはやむを得ないだろうという指導も受けておりますので、27年度からはですね、3,60万プラス消費税という形になるということでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

刀根議員。

〇議員 3番 刀根 正幸君

一つの売り上げ、これは前の質疑の折にもですね、言いましたように、やはり一つの契約行為ということで、できる規定というのは、それはある程度限定されてくると。ある意味その売り上げとか、経済とか、そういったところで一つの減額という格好の部分が出てくれば、これはいろいろな要素で各部署で波及していく問題であると思います。やはり、行政は行政としての一つの姿勢というものを持った中で、この具体的に売り上げがなぜ落ちたのか。そして、それを上げるための部分で社会情勢的に何らかの経済情勢とか自然災害的な部分とかあって営業できないとか、そういったものがあるんだったら、私は理解いたしますけども、そういったものが芦屋町において、見えてこないんですね。そうしますと、やはり契約条項のほうが優先していくんじゃないんかなというふうに捉えますが、その点についていかがでしょうか。

〇議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

〇民生文教常任委員長 小田 武人君

社会経済情勢の急激な変動でもってですね、その波及についてはですね、町のほうもそれを認めておるということですね。そういう中でいろいろと協議をしてきたところですね、内容についてもいろいろ議論があったということで聞いておりますが、いずれにいたしましても、協定書の中での協議を進めて、今回減額をするという内容でございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。辻本議員。

〇議員 7番 辻本 一夫君

請願第1号についてお尋ねさせていただきます。先ほど妹川議員のほうからも質問があっていましたが、今回の百条委員会設置を求める請願書の内容の中で、かがみ文について公文書虚偽記載の疑いが濃厚であることが判明ということが記載されておりまして、その内容について、1、2と説明がありました。先ほどから聞いていますと、紹介議員である妹川議員に説明を求めたけども、明確な根拠も示されなかったということと、施設名等については事実と異なっていないということの説明があったような気がしますが、もう一度そこを御回答お願いします。

〇議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

〇民生文教常任委員長 小田 武人君

虚偽記載の疑いが濃厚であるということでありましたので、これも委員さんの中から根拠は何かということのお尋ねがありましたけれども、私の理解では明確な答えはなかったということでございます。

それでいいですか。

〇議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。

日程第1、議案第10号から、日程第36、請願第1号までの各議案について、順不同により 討論を許します。

〇議長 横尾 武志君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

議案第10号、第14号は町立芦屋中央病院の地方独立行政法人化の移行に伴う条例です。この間、独立法人化には反対をしていますので、これについても反対したします。なお、同様の独立法人化の議案であっても、字句の変更や働く人に影響のないものについては、賛成をいたします。

続いて議案第16号に対する反対討論を行います。

この議案は教育長を特別職職員にする条例の改正ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備により提出されたものです。この条例は特別職の給与を決める条例ではなく、本質的には教育行政の責任の明確化と称して教育委員長と教育長を一本化し、町長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにするものです。

一方で教育委員会の教育長に対する指揮監督権は奪われてしまいます。また、地方自治体の教育政策の指針となる大綱を町長が決定できるとしています。大綱には学校統廃合を進める、愛国心教育を進めるなど、教育委員会の権限に属することまで盛り込むことができ、教育委員会にその具体化をさせる仕組みです。これでは教育委員会を町長任命の教育長の支配下に置き、教育行政の首長の介入に道を開くことになりかねません。地方教育行政法改正の狙いは、侵略戦争美化の愛国心教育の押しつけと異常な競争主義を教育に持ち込むものです。太平洋戦争をアジア解放のための戦争と教える歴史逆行の特異な教科書を教育基本法に最もふさわしいと賛美し、全国の学校で使わせようとする動きがあります。しかし、多くの教育委員会はこうした教科書を採択していません。そのため教育委員会を弱体化させ、国と首長の政治的圧力でそのような特異な教科書を採択させようとしています。

そもそも教育は、子供の成長、発達のための文化的な営みであり、教員と子供の人間的なふれ あいを通じて行われるものです。そこには自由や自主性が不可欠です。だからこそ戦前の教訓も 踏まえ、憲法のもとで、政治権力による教育内容への介入、支配は厳しく戒められてきたのです。 地方教育行政法改正は教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組みをつく り、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものであり、断じて容認できません。

以上のことから、この条例の制定に反対いたします。

なお、ほかにも地方行政教育法改正に関する法案がありますが、教育の自由と自主性を侵害するものでない議案については賛成をいたします。

続きまして、議案第35号、平成27年度芦屋町一般会計予算に対する反対討論を行います。 平成27年度一般会計予算は、再生可能エネルギー導入事業や海岸及び漁港に関する整備事業、 タウンバス運行事業、空き家対策事業などは評価できるものです。しかし、問題の点もあります。 第一に、2016年1月からスタートする社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導入に向け、 個人番号カード関連事務委託費が計上されています。マイナンバー制度は、すべての国民と外国 人住民一人一人に、住所・氏名・性別・生年月日・個人番号・本人写真が表示された個人番号カードが発行されます。税の分野では、納税者を特定する納税者番号を新たに付し、社会保障分野 番号と共通番号にすることによって、個人のデータを住基カードに個人情報を統合することを可能とする制度です。 行政各分野の情報は、個人の私生活全般に及ぶもので、中には、公的支援制度の利用履歴を含む所得、個人資産などの財産情報までも含んでおり、制度の運用いかんによっては、前科・前歴などの犯罪情報まで共通番号に統合され検索可能となります。

このような制度は、国による個人情報の一元管理化へと進み、また国民監視の道具として乱用されるのではないかと危惧されています。しかも、担当する職員は常勤・非常勤職員でも扱うとのことです。もし、情報漏えいが起きた場合、個人情報等の一元管理化が進んでいれば芋づる式に関連情報が漏えいされてしまいます。たとえ、過失による場合であっても、重大な個人情報が広範囲に拡散しかねません。さらに行政以外に法律施行3年後には、民間でも利用され、個々人の番号は公開が前提となっているため、いわゆる成り済ましによって悪用される等の心配もされています。国が国民の個人情報を収集するのは人権侵害に当たると、イギリスは共通番号制を廃止にしました。プライバシー権を侵害する危険性が高い上に、国による個人情報の一元管理の先には戦争をする国づくりのため徴兵制への道筋とも取られかねない情勢から町民の懸念は大きくなります。

第二に介護保険の問題です。一般質問で介護保険の問題については質問しましたので繰り返しは申しませんが、3月16日付の西日本新聞に「小規模介護、閉鎖次々、4月から「報酬」減額改定、あおりうけ」と一面で報じています。

県では「他にも相談を受けているため、まだふえそうだ。」と話しています。このままの道を行けば、介護基盤の崩壊を招きます。報酬引き下げを撤回し、国費を投入し、介護従事者の賃金を上げることが必要です。

2009年の麻生政権下の補正予算では「限度に来ている」として小泉・社会保障抑制路線を 転換し、介護保険の加算分を保険料でなく国費で賄いました。早急に介護保険の改善を求めるも のです。このような立場からこの一般会計予算に反対いたします。

続きまして、議案第38号、芦屋町後期高齢者医療特別会計に反対の立場から討論いたします。

わが国の平均寿命は延びていますが、長寿社会は人類の希望であり、望ましいことであると考えます。しかし、後期高齢者医療制度は75歳以上のお年寄りを家族と分離し、医療を差別します。また、保険料を払えない人から保険証を取り上げ、短期証や資格証明証を発行することを認めている制度に問題があります。後期高齢者医療制度は高齢者を差別する制度として、国でも一旦廃止が決まっていました。高齢になれば一般的に罹患率も高くなり、医療費が高くなるのは自然のことであり、年齢によって差別する制度は、廃止するしかありません。以上のことから反対いたします。

続きまして、議案第39号、芦屋町国民宿舎特別会計に対する反対討論を行います。

今年度の指定管理者納入金は、協定書に基づき見直され、減額されています。マリンテラスあ

しやは町内で唯一の観光者向けの宿泊施設であり、安定的・継続的な営業が求められる施設です。 しかしながら、2年前から営業の安定性・継続性が脅かされ、現在に至っています。この問題の 根本的原因は指定管理者の営業のあり方にあるのではなく、根幹に大きな問題のある指定管理制 度そのものにあります。指定管理者制度は、競争させるとサービス向上になるどころか逆の現象 が引き起こされるという大きな矛盾を抱えている制度です。その結果、5年で事業者が変わり、 現場に問題と混乱を生むこととなり、行き詰まっています。指定管理者制度には多くの問題があ り、元の体系に戻している自治体が出てきています。国民宿舎はもともとは町の直営で行われて いました。原点に返り、町の直営で行い、安定的・継続的な営業ができるようにすべきだと考え ます。以上のことから反対をいたします。

議案第40号、平成27年度芦屋町給食センター特別会計に対する反対討論を行います。

今年9月にセンターの建てかえ移転が行われますが、安心・安全なおいしいを将来にわたって 提供するという点から建てかえには賛成するものですが、町が直営で行っていたものを平成何年 かわかりませんけど、10年ほど前から調理の民間委託を行っています。しかし、偽装請負の懸 念、異物の混入問題や、ノロウイルス、雇用の問題など安心・安全な給食を提供するという点か ら、民間委託は多くの問題点を抱えています。新しい給食センターを建設することを契機に給食 調理はもとの直営に戻し、町が責任を持って安心、安全な給食を提供することを行うべきと考え ています。以上の理由から反対をいたします。

以上で討論を終わります。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。

議案第10号、それと議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第36号、これ関連しておりますので。

私は町立中央病院の地方独立行政法人に移行することについては、一貫して問題ありというような視点で時々ですね、討論ないしは質疑等、一般質問も行ってきた記憶があります。まあそういう中にあって、いよいよ、4月1日から進めていかれるわけでしょうけれど、やはりこの問題については、問題ありというふうな形で、まとめてですね、反対というように意思表示したいと思います。

2点目はですね、モーターボート競走事業会計について議案第32号の補正予算、それから議 案第41号の来年度の予算ですね。これについては反対いたします。理由はモーターボート競走 事業会計という中で、今もってですね、ボートピア勝山の無償譲渡契約書を見せられずして、審 議はできないと。もう、一貫して平成24年の9月議会からですかね。やはりなぜ、この無償譲渡契約書を明らかにされないのかと。明らかにされたら何か、矛盾、そういう問題点が出てくるのか。まあ一部の議員の人が秘密会議のもとに開示されているわけですけれど、我々一般議員は、今なおかつ見せていただけない。こういう問題点が含まれている中でですね、審議すること自体がおかしいではないかという気持ちです。

もう一つがボートピア勝山の地主の方から裁判を起こされ、地裁では勝訴したとはいえですね、 高裁では今審議中であるというような中でですね、地主さんたちも、この無償譲渡したことをやっぱり疑問に思われている。地主さんからすれば、自分たちの土地約500坪ですか。それを不法占拠されている。そういう中で返還請求があるとも聞いていますので、そういう中にあって、ボートピア勝山によって新たに1億円の町益が発生しているかもわかりませんが、やはり道義的、社会的責任を感じたときにですね、私は非常に問題点を感じます。そういう意味でこれについては反対いたします。

それから議案第35号、平成27年度一般会計予算。これには過疎債の事業債として、ハード 分による新病院建設に伴う外周道路整備事業は、とこうありますが、これにかなりのお金をかけ て、過疎債を借り入れるようになるわけで、まあ今も病院はまだ町民の本当に合意形成ができて いるのかと。やはり町民の皆様方は、確かに病院は必要だという考え方の人もおられますが、多 くの方々はそういう人口減の将来像を考えたときにとか、こういう莫大なお金を使って本当に大 丈夫なんだろうか。ないしは新しい病院になって、本当に先生は、確かに先生がですね、本当に 確保できるのかとか、非常に心配をなさっている方々もたくさんいらっしゃいますね。そいう中 におって、過去において住民説明会もなされたでしょうけれど、まだまだですね、そういう全て 町民が賛成というわけにはならないでしょうけど、私はむしろ非常に疑問を感じ、反対されてい る方々がたくさんいらっしゃるということを考えたときに、また、その「院内の薬局であるなら ば、賛成してもいいんだけれど。」という声もありますし、「院外の薬局は、これはだめですよ。」 と。あんな高台のところに。それは、一旦は病院から出なくてはなりませんから。雨風にさらさ れる場合だってあるわけですから。何で院内でできないのか。それは私も「社会情勢、国の施策 として、こういうふうになっているんですよ。」と説明しますよ。「しかし、絶対的にそれは守ら ないかんということではないでしょ。」と。「どこそこ病院は院内でやっているところもあります よ。」というもの聞きますね。そのように、まだまだ町民の皆様方には合意形成を努力してきたの かと。そういう意味の中で、着々と今、外周道路整備事業が進められるための予算があると。そ れについてはやはり問題ではないか。平成33年度まで過疎債はあるわけですから、そんなに急 いでいく必要があるのかどうか。

きしましたが、本当に経済効果はあるのかと。費用対効果はどうなのかと。町民の声を聞いたか。 まあ聞く方法はいろいろあると思いますね。区長会で聞くとか、住民のアンケートを取るとか、 ああいうことでしょうけど、質疑の際の答えは、それに関わった人とか商店街の方、ほんの一部 だろうと思いますね。私はこれについては、もう少し慎重にですね、考えられたほうがいいと思 うんです。

実はですね、この1,450万円というお金をですね、別なお金に使えないものだろうかと思うわけです。私は今回、益田議員が通学費の補助について一般質問されて、私は高校の通学費について刀根議員のほうからですね、質問がずっと前にありました。その際に町長は資金はどこから捻出するんですか。というふうに逆に問われましたけれど、その点については高校のですね、無料化というのは、あったわけですから、そういうことについては、それでも何とか捻出する方法はないのかなと思っています。

今回、益田議員がですね、一般質問されました。その際にですね、芦屋東小学校の子供たちは、その通学費として月三千二、三百円ぐらいのお金を毎月払っていると。通学費のバスですね。バスの通学費として。それで年間3万、今、首を傾げられていますけど、バスに乗るための定期と言いましょうか。それが月、往復三千数百円。それで年間3万円を越えますね。そして、約29名と言われましたが、30名として、そして三万何千円ですね。それが、29名で30名としても、3万近く払っている。3人の子供さんがおられるところは約十万円払って芦屋東小学校に通っておられるということを益田議員さんの一般質問を聞いて、教育委員会に聞いたところ、そうであるということがわかりました。

それで私は、粟屋・大城のほうに知り合いの方とか、飛び込みでちょっと行きましたよ。どうなんですかと行ったら、やっぱり払っていると。それで、3万円としてですね、29名おらっしゃるから、約百万ですね。年間百万位の人たちが、子供たち通学費というか、バスの料金を払ってあるということを聞いてびっくりしたんですね。私は地域に入ったときにですね、一度声を上げたことがあるそうです。これはおかしいではないかという声を上げたけど、教育委員会のほうには、耳に届かなかった。今の岡本課長がおられる機関にはですね。だから逆にですね、益田議員がこうやって説明されたんですよ。ということに対してですね。それはありがたいと。ありがたいけど、なぜ今まで議員さんたちが地域の方や区長さんたちが声を上げてくれなかったんだろうかというような疑問もあったようです。

私はですね、学校の教員をしていましたから、また教育委員会の方もわかるわけですけど、憲法にですね、26条でしたっけ。教育権というものがありますね。全ての国民は教育を受ける権利がある。義務教育は無償とする。こういうものがあるわけですよね。私はその中で義務教育からですから当然、学校はどう指導しているかというと、1期生の方に出会いました。1期生の親。

今から38年か40年前、新校舎ができて6年生のとき。そのときにはやはり、競艇場があったんでしょうね。国道ですから。「だから、バス通で来てください。」と。個人個人で通学することができませんと。今もそうらしいですね。十年、二十年前の人たちは、小学校子供たち1年生になる子供は、入学する前に集めて、バスの乗り降り、そういうことをされているというふうに聞いています。そういう意味で、ぜひですね、1,450万円というお金のこれを教育費の、それから通学、高校通学。それこそ、芦屋の子供は芦屋で育てる。まさにこれではないだろうかと思っております。

それから、夏井ヶ浜はまゆう公園恋人の聖地、この参画手数料16万2,000円。こういうものについてですね、本当にもう少し私たちの生活、福祉、教育、こういうものに使っていただきたい。こういう恋人の聖地参画手数料というのはもう廃止していただいてですね、もうやめていいんじゃないですか。それから夏井ヶ浜はまゆう公園草刈業務委託。こういうことについてもですね、やはりこういう建物、箱物をつくると維持管理が大変。また、ああいう公園をつくることによって、やはり草刈のために大変です。そういうことについてですね、もう少し住民の目線に立ったといいましょうかね、そういうものに配慮していただきたいと。

それから、賛成討論があります。

議案第39号の27年度芦屋町国民宿舎特別会計については、大変に町としても業者と折衝しながら、6,000万が3千何百万ということについて、大変だったと思いますが、私は賛成はいたしますけど、もう少し我々議員にですね、事前にそういう説明をしていただきたかったということですね。そういうことを踏まえて賛成討論です。

それから、請願第1号については、百条委員会について賛成討論なんですけど。今、辻本議員のほうからまた、質問があったわけですけれど。これがですね、公文書虚偽記載の疑いが濃厚であるということについて、どうして法人名がですよ、法人名が実態のないね、先ほど小田委員長さんは架空という言葉を言われ、まさにそうですね、実体のない会社がですよ、県がそういう実体のない会社でも認定されれば、それは社会法人になるんだから、別に構わんということを信じられること自体がおかしいなあと思うわけですね。こんなことがあり得るわけないじゃないですか。とか、その何でその一事預かりから受理になったこととか、それは今、確認しところ、それは小倉タイムスが間違いであると断言されたようですけども。それから、法人所在地がですよ、法人所在地これは、808-10だったと思いますが、これさら地なんですよ。さら地が何で法人なんですか。こんなことを考えてもらいたかった。調べてほしかった。それは町が言っていることは、正しいことも大いにあるでしょうけど、間違いだってあるわけですよ。ないしは、その今までの一般討論でへ理屈を言ってみたり、県に転嫁してみたり、責任をですね。そういうことをなさっている中で、やっぱりこの辺については、十分に調べていただきたかったということと、

やはり、住民の人権と尊厳を踏みにじったその行為そのものを、ここでは不採択ということでしょうけれど、私はぜひですね、もう1回残された時間の中で考えていただいて、請願書にですね 賛成していただきたい。そういう意味で私は賛成討論を行います。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。貝掛議員。

〇議員 5番 貝掛 俊之君

5番、貝掛です。

請願第1号、芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)設置を求める請願について、反対の立場で討論いたします。

平成26年9月、第3回定例会に引き続き、百条委員会の設置に関する請願が今回提出されました。異なることは建設予定地の地番の開示における訴訟において、芦屋町が敗訴したということであり、このため再度、この百条委員会の設置を求めたということでありましょうが、この裁判で、どのように状況が変わったのか。具体的に内容を記載せずに、ただ大きく状況が変わったと、そういうことだけ記載し、再度、百条委員会の設置を求めております。

設置予定地の位置を示す付近見取り図については、最初から開示されていたそうでありますから、設置予定地はどこなのかについては明らかであります。これをもとに字図など調査すれば、町有地であるかどうかは明確にわかると思います。紹介議員である妹川議員も、町有地ではないことがわかっていたのではないでしょうか。だとすれば、なぜこれまで数々の一般質問で、このことに言及されてこなかったのかわからないことばかりでございます。状況が変わったという内容は、設置予定地は町有地ではなかったことが分かったということであります。したがって、状況が変わったので再度同様の百条委員会を求めることは、どのような意味があるのでしょうか。また、特定事業者へ町が肩入れをしているという指摘がありますが、しかし、町はこれまでの妹川議員の一般質問を通して、福岡県の整備要綱に基づき、そして、県の指導助言により、町での受理・不受理を決定し、事務処理を行ってきたものであると説明しております。そこには、肩入れをしている客観的な事実が存在しているとは思いません。その上、官製談合が疑われるとまで言われています。官製談合とは、れっきとした犯罪です。このように重大なことを証拠もなく論ずることはいかがなものかと考えます。私は、町が事業者に対して公正・公平・中立に欠けた事務執行を行ったものとは思いません。以上のことから、この請願の採択に反対する討論を終わります。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかに。辻本議員。

〇議員 7番 辻本 一夫君

7番、辻本です。

請願第1号、芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)設置を求める請願書に反対の立場で、討論をさせていただきます。

今回の請願書には、先ほど質疑のときも申し上げましたけれども、公文書虚偽記載の疑いが濃厚である。官製談合が行われていたと疑われるなどと思われるので、百条委員会の設置を求めるという内容でございますが、先ほど委員長に質問をさせていただきましたが、提出された項目については、紹介議員である妹川議員からの明確な根拠も示されなかったし、疑いのある具体的、客観的な根拠もなかったという答弁だったと思います。ということはですね、今までずっと妹川議員の一般質問を聞いてきておりますが、行政の事務手続上ですね、本当に、あたかも疑惑があるがごとく、随分と発言をされ、いろいろな会報にも記載されてきておりますけども、私なりに調べておりましたことでわかることは、やはりですね、事務手続を行う上で、やはり、行政というのは公正・公平・中立な立場で対応するというのは当然のことと思います。したがって、それが欠けていたとは、私は思いません。なおかつ、提出された根拠は、曖昧であるということを言わざるを得ません。特に今の貝掛議員の討論と似ているかと思いますが、官製談合が疑われるとまで書かれていますが、官製談合とは本当にですね、刑法に値するんです。その根拠が示されておりません。

もう一方では情報公開をする、しないという点で、芦屋町が敗訴したということで状況が大きく変わってきたと記載されておりますけれども、どこがどのように変わったのか私はわかりません。理解できません。ただ裁判の結果で情報公開をしなかった予定地が、町有地であったということが私はわかりました。メンバーさんも多分そういうことではないかと思っています。したがいまして、私はこのようなですね、曖昧模糊といいますかね。言葉が適切かどうかわかりませんが、こういった曖昧な中での請願というのは、議会に与えられた、議会が持つ重要な百条調査権という極めてですね、強力な権限を行使するに該当するとは到底思えませんし、百条委員会を設置する意義を感じません。

以上のことからこの百条委員会設置請願書の採択に反対する討論を終わります。

今の中で、訂正させていただきますが、情報公開しなかった予定地は町有地ではなかったとい うことでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。田島議員。

〇議員 6番 田島 憲道君

6番、田島憲道です。

私は二つのことについて反対討論をします。

まず一つは、妹川さんので、芦屋町議会内に百条委員会設置を求める請願書の採択に反対の立場で討論します。

紹介議員である妹川議員は、この特養問題をライフワークのようなことで、ここ数年一般質問の議会のたびに、連続して何度もこの問題を取り上げております。このことについては、大変精通されていると思います。しかしながら、建設予定地の状況に関する書類のことについては、一般質問の折には説明されなかったものと記憶しています。これはなぜなのでしょうか。整備要綱を確認さえすれば、どのような設置予定地の場所や面積に係る書類の提出が求められているのはわかることなのに、どうして50床の建設ができないと断言されるのでしょうか。もしかすると、建設できることをわかった上で、できないと言っているのでしょうか。そうだとすれば、大変な問題になるのではないかと思います。そして、協議書類については、福岡県で受理され、審議されていますので、全てそろっていたものと思います。それ以外のことについても事務手続き上のことをあたかも疑惑があるがごときに指摘されていますが、その根拠は曖昧なものであると思います。特に官製談合なる表現は全くその根拠を示さないままであり、到底この請願を採択することはできないものと考えます。このような請願書であることから、私はこれは到底採択することはできません。以上で請願書に関する反対討論といたします。

続いて、議案第40号、平成27年度給食センター特別会計予算について反対します。

初日の質疑のときに、給食センターで今起きていることを調査していただきたいと問題提起しました。このことについてどのように審議されたかは、となりの委員会のことででわかりません。ただ、私はたくさんのことを知っています。憶測や片聞きだけでこんなこと言っていると思いますでしょうか。私はですね、関係者のもとに足を運んでいます。ノロについては、中央病院の病原菌検査科にも行きました。担当課は業者からの都合のいい報告だけを聞いているのでしょうか。私は今、ここでは詳しくは話したくありません。なぜなら間違った方向で一人歩きしてほしくないからです。私が言いたいのは、過酷な状況で働いている従業員さんたちが助けを求めているのです。なぜ内部告発があるのか理解してあげてください。9月から新しいセンターに移管しますが、なぜ担当課がこの業者にやらせたいのかわかりません。2年前に同じように不祥事が続き、対応のまずさで契約を満了せずに契約解除され、現在の業者に変わりましたが、そこよりまだひどい状況なんですよ。そしてですね、以前の給食は大変評判がよかったんです。「職場環境も和気あいあいで、おやつの時間があったりと毎日楽しかった。」とおばちゃん言っています。「でも、今は毎日が地獄だ。」と。いじめ、パワハラ、セクハラ。「そんなんあるなら、辞めればいいやな

い。」と話すと「責任感がある。しかしもう限界です。」と話してくれました。どこの給食も指定管理だからというのが理由にはならないと思うんですよ。民間にさせるメリットがあるのかどうか。ただのコストカッターじゃないかと僕は思います。子供たちの食の安全が脅かされるようなことがあってはなりません。以前のように町が単独でやればいいと思います。これは共産党の川上議員と同意見です。以上の理由で反対します。

〇議長 横尾 武志君

内海議員。

〇議員 2番 内海 猛年君

請願第1号、芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)設置を求める請願書について反対 の立場で討論いたします。

芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)設置を求める請願書につきましては、26年9月定例会においても上程され、本会議において否決されております。しかし、再度、本年3月定例会に上程されましたが、その理由として、平成22年度建設予定地の地番開示を求めた裁判で芦屋町が敗訴したことで状況が大きく変わっていると述べられています。このことについて所管委員会である民生文教委員会におきまして、請願書の紹介議員である妹川議員及び福祉課吉永課長に出席を求め説明を受けました。

まず、芦屋町が情報公開に関し、敗訴したことで状況が変わった点として、1、地番の公開に関する件。町は判決に従って開示したかがみ文は、公文書虚偽記載の疑いが濃厚であることが判明。①かがみ文に記載された内容の問題点、1点目、設置法人名、法人所在地、施設名は事実と異なっている。2点目、設置予定地の地番の敷地では特養50床は建設できない。

そこでまず1点目の法人名等が事実と異なっている点について、妹川議員に事実とは何かをお尋ねしました。妹川議員の答弁は法人名等が存在していないということを述べられました。平成22年度の特別養護老人ホームの公募は、遠賀中間地域の整備を対象としたものであり、福岡県の整備方針に基づき、事業者のかがみ文を含んだ協議書を県が受け付けたものであります。福岡県の整備方針における協議にあたっての留意事項には、公募できない者が示されています。公募できない者とは、たくさんありますが、代表的なものを申し上げますと、適正な介護老人福祉施設の運営ができない者や健康保険法に基づく保険料の滞納処分を受けた者、暴力団と密接な関係を有する者などが明記されており、設立予定の法人名等での公募はできないことにはなっておりません。また、提出された協議書には設置予定の法人に関する関係書類も添付されており、22年度公募に対し、県は厳正な審査のもとに、これらの協議書を受理したものであり、このことから見ても設立予定地の法人名等が事実と異なり、公文書虚偽記載とはいえません。

2点目の設置予定地の地番の敷地では、特養50床は建設できないとなっていますが、かがみ

文には808-10のみの地番のみで面積は記載されておりません。妹川議員に何を根拠に建設できないかお尋ねしましたところ、回答はなく、また協議書に添付されている様式第4、建設予定地の状況には当該地番の面積及び他2筆の面積も記載されており、3筆の合計面積は6,248平米になり、十分建設可能な面積と思います。この様式4の書類は、NPO法人ニューオンブズマンとそして、百条委員会設置を求める請願者が資料請求をされており、妹川議員も設置予定地が3筆であることは十分知り得ることができたのではないかと思っており、知らないという回答はおかしいと思っております。

福岡県の整備方針では、かがみ文の設置予定地には全ての地番を記載することとは明記されておらず、代表地番のみの記載が公文書虚偽記載に当たるとは考えにくく思っております。

以上のことから、芦屋町が敗訴したことに関し、状況が大きく変わったとは言えず、かがみ文に示された内容が公文書虚偽記載に当たるとも考えられず、百条委員会を設置するには値しないとして、請願書に対して反対します。

なお、今回の請願書には地元同意書の件や、分筆の件についても、公文書虚偽記載や捏造であると述べられていますが、この件につきましては、26年9月定例会の折に反対討論を行っておりますので、ここでは地番開示を求めた裁判で芦屋町が敗訴したことで状況が大きく変わっていると述べられている点についてのみ反対討論といたします。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ほかにないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第10号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第10号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第2、議案第11号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

「举 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第11号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第3、議案第12号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第12号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第4、議案第13号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[举 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第13号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第5、議案第14号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第14号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第15号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[举 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第15号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第16号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[举 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第16号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第8、議案第17号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第17号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第9、議案第18号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の 方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第18号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第10、議案第19号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第19号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第11、議案第20号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

[拳 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第20号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第12、議案第21号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第21号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第13、議案第22号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第22号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第14、議案第23号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔举 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第23号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第15、議案第24号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔举 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第24号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第16、議案第25号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第25号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第17、議案第26号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第26号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第18、議案第27号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第27号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第19、議案第28号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

[举 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第28号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第20、議案第29号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

[举 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第29号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第21、議案第30号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔举 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第30号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第31号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第31号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第23、議案第32号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第32号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第24、議案第33号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔举 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第33号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第25、議案第34号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔举 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第34号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第26、議案第35号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔举 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第35号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第27、議案第36号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第36号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第28、議案第37号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。 〔举 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第37号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第29、議案第38号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第38号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第30、議案第39号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第39号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第31、議案第40号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第40号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第32、議案第41号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第41号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第33、議案第42号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第42号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第34、議案第43号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第43号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第35、議案第44号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成 の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第44号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第36、請願第1号について、委員長報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、請願第1号は、不採択することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託 の申出があっています。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思います が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

次に、議案が提出されております。

お諮りします。日程第37、同意第1号及び日程第38、発委第1号の議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたうえ、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

〇議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長 波多野茂丸君

議員各位におかれましては、連日の御審議、大変御苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております人事議案につきまして、提案理由を御説 明申し上げます。

同意第1号の芦屋町教育委員会委員の選任同意につきましては、伊藤亜希子氏の任期が平成27年3月19日をもって満了となりましたので、再度、同氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上、簡単でありますが提案理由の御説明を終わります。

よろしく審議くださいますよう、お願い申し上げます。

〇議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第37、同意第1号については、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

お諮りします。日程第37、同意第1号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔举 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第38、発委第1号については、議会運営委員長より提出されたものであります。 この際、提出者の趣旨説明及び質疑を省略し、ただちに討論を行ったのち、採決を行いたいと思 いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、討論を行います。

日程第38、発委第1号についての討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第38、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお 願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第1号は、原案を可決することに決定いたしました。 以上で、採決を終わります。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成27年芦屋町議会第1回定例会を閉会します。長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前11時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員